

○大府市農業委員会農地改良届出に関する指導要綱

(目的)

第1条 この要綱は、農地法（昭和27年法律第229号）第2条第1項に規定する農地（以下「農地」という。）を改良することを目的として、山土等で埋立て、盛土する行為（以下「農地改良」という。）をしようとする者に適正な指導を行うことにより、当該変更による周辺農地等への被害を防止し、農地として秩序ある利用と保全を図ることを目的とする。

(適用範囲及び基準)

第2条 農地改良を施工する場合の適用範囲及び基準は次に掲げるとおりとする。

- (1) 大府市総合排水計画書に基づき、治水対策が必要な地域では、その対策が講じられるまで、農地改良を極力避けること。
- (2) 埋立て、盛土の高さは、原則として周辺道路の高さまでとする。ただし、隣地が周辺道路より高い場合は、隣地の高さまでとする。
- (3) 埋立て、盛土に伴い雨水等が道路及び周辺農地等に流れ出ることのないように排水施設を設けるなど適切な措置をとること。
- (4) 埋立て、盛土に関しては、関係各課等との協議書の指示を遵守すること。
- (5) 埋立て、盛土の工事期間は、耕作に支障のない時期（原則として作付けしている主作物の収穫後から次の作付けまでの間とすること。）に短期間（3か月以内）で行うこと。
- (6) 埋立て、盛土の土質は、従前の耕作土と同等以上の土を用いること。
- (7) 埋立て、盛土に伴い法面処理が必要な場合は、1：1.5を原則とする。
- (8) 埋立て、盛土に伴い水路等が隣接する場合は、30センチメートル程度の離隔を確保すること。

(届出手続)

第3条 農地改良を行おうとする者（以下「届出者」という。）は、工事の着手前に農地改良届出書（第1号様式。以下「届出書」という。）に、次項に掲げる書類を添付して、農業委員長（以下「会長」という。）に各2部提出するものとする。なお、農地改良面積が1,000平方メートル以上の場合は、届出を提出する前に別途協議することとする。

2 届出書に添付する書類は、次のとおりとする。

- (1) 届出に係る土地（以下「届出地」という。）及びその周辺の分かる図面（位置図）並びに土地整理図
- (2) 土砂の搬入、搬出の経路の分かる図面（位置図に記入しても可）
- (3) 造成（排水）方法の分かる図面（造成・（排水）計画平面図及び縦横断面図）
- (4) 誓約書（第2号様式）（第3号様式）
- (5) 同意書（第4号様式）
- (6) 届出地が土地改良事業の受益地の場合は、愛知用土地改良区（大府事務所）と

の協議済書

(7) その他会長が必要と認める書類

3 届出者は、届出書を提出した後で届出内容を変更する場合は、会長に協議するものとする。

(受理通知)

第4条 会長は、届出書の提出があったときは、書類審査、現地調査、関係各課等との協議の内容を踏まえて農業委員会で審査した後、届出内容が適正であると認める場合には、届出者に速やかに受理した旨を通知する。

2 前項の通知を受けた届出者（以下「施工者」という。）は、工事に着手することができる。

(現地調査・指導)

第5条 会長は、工事期間中、必要に応じて現地調査を行い監督指導する。

2 会長は、施工者が第3条第1項の規定による届出の内容と異なる工事を実施した場合、是正指導を行うとともに、指導に従わない場合は県に報告するものとする。

(完了手続)

第6条 施工者は、工事が完了した場合には、事業完了届（第5号様式）を速やかに会長に提出するものとする。

2 会長は、事業完了届が提出された場合は、現地確認を行うものとする。

(責任義務)

第7条 農地改良の施工により付近の農地、農作物、道水路、その他について損害又は被害を与えた場合は、施工者が補償及び復旧の処理に当たるものとする。

2 施工者は、工事中及び工事完了後において、排水施設等の維持管理を適切に行うものとする。

3 施工者は、工事の着手前に境界を明示しておくものとする。

4 公共用地（道路、水路等）に関わる工事内容となるときは、関係機関に申請及び協議を行うものとする。

5 施工者は、工事内容等、必要に応じて周辺住民に十分説明を行うものとする。

(施工後の利用)

第8条 施工者は、原則として工事完了後3年間は農地として有効に利用すること。なお、特段の理由が生じた場合は、別途協議するものとする。

(その他)

第9条 農地改良の施工箇所にて、この要綱以外に他の法令の条項に該当する場合は、その関係機関に申請及び協議するものとする。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、会長がその都度定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年2月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。